

第2号

平成18年9月13日発行

宇都宮地域合併協議会だより

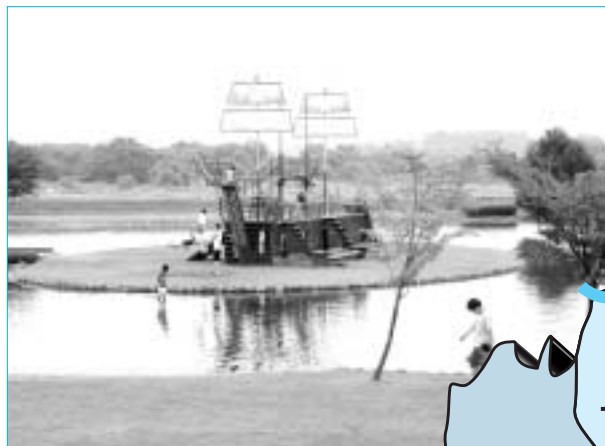
■発行 宇都宮地域合併協議会
■編集 宇都宮地域合併協議会事務局

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
Tel : 028-632-2103 Fax : 028-632-5425
E-mail : u-gappei@moon.ucatv.ne.jp

～鬼怒川のせせらぎを楽しもう～

上河内町・河内町・宇都宮市を流れる鬼怒川は、私たちの生活を支える水として利用されるだけでなく、海のない宇都宮地域に、水とふれあう憩いの場を与えてくれます。ここでは、鬼怒川の河川敷にある公園をご紹介します。スポーツの秋、食欲の秋を迎えて、川辺でスポーツやバーベキューを楽しみませんか？

上河内緑水公園



- * アスレチックで遊べます。
- * 隣接する高間木キャンプ場では川遊びなどが楽しめます。(キャンプは要予約)

場所：上河内町大字宮山田
上河原地内

鬼怒グリーンパーク白沢



- * テニスやパークゴルフが楽しめます。
- * 5月にはポピーが見ごろを迎え、赤や黄色の花畑が広がります。

場所：河内町白沢1006-6

鬼怒ふれあいビーチ



- * 浜辺と静水面で海の雰囲気が楽しめます。(ビーチエリアは7月中旬～8月下旬開設)
 - * バーベキュー広場があります。(通年9時～17時に利用できます。)
- 場所：宇都宮市上桑島町字前川原2450-3

お問い合わせ先

上河内緑水公園
(上河内町生涯学習課)
028-674-3290

鬼怒グリーンパーク白沢
(白沢管理所)
028-671-4440

鬼怒ふれあいビーチ
(宇都宮市公園緑地課)
028-632-2594

第3回協議会の報告

平成18年9月1日(金)に、第3回宇都宮地域合併協議会を宇都宮市役所で開催しました。佐藤栄一会長のあいさつの後、報告及び審議事項の協議が行われました。

1. 報告事項

(1) 各種事務事業の取り扱いについて

現在1市2町で行っている事務事業の調整状況が報告されました。

(2) 地域自治制度(素案)

「地域自治制度」の素案が報告されました。
(2～3ページをご覧ください。)



2. 審議事項

合併協定項目について

「地方税の取り扱い」、「町名・字名などの取り扱い」ほか14件について承認されました。
(4～7ページをご覧ください。)

地域自治制度って何ですか？

●せいちゃんの疑問

せいちゃんは「宇都宮地域合併協議会だより」を見ていて「地域自治制度」という知らない言葉が出てきたので辞書を引きました。

せいちゃん🗣️: 「地域」と「自治」は載っているけど「地域自治制度」はないなあ…

おじいちゃん🗣️: せいちゃん、お勉強かい？

せいちゃん🗣️: うん。「地域自治制度」という言葉の意味を調べようとしたけど辞書に載っていないんだ。おじいちゃん、教えて！



おじいちゃん🗣️: いいよ。まず、「地域」と「自治」の意味は、「土地の区域」と「自分たちのことをみずから処理すること」だね。「地域自治」は、それを合わせて「ある区域に住んでいる人たちが自分たちのことを自分たちの手で行うこと」というわけだよ。

せいちゃん🗣️: ふうん。じゃあ、町内会で廃品回収するのも「地域自治」なの？

おじいちゃん🗣️: そうだね。せいちゃんの住む町内では、町内会の人たち自身で回収して、利益が出たときは町内会の活動などに充てているね。このように、地域のことをそこに暮らす人が中心になって考えて、や

っていくのが「地域自治」のポイントなんだよ。じゃあ、「地域自治」にはどんないいところがあると思う？

せいちゃん🗣️: 廃品回収では町内会の人たちが僕の名前を覚えてくれたし、一緒にやってると楽しいよ。

おじいちゃん🗣️: なるほど。地域の人がお互いを知り合って、助け合えるようになるのもいいところだね。それに、町内会よりもっと大きく「地域」を考えると、その地域ごとに歴史や文化があるだろう。

せいちゃん🗣️: 個性があるってことだね。

おじいちゃん🗣️: そう、個性がある「地域」なんだからそれぞれに合ったことをやるほうがいい、ということだ。それぞれの地域に合ったことを一番良くわかるのは誰かな？

せいちゃん🗣️: そこに住んでいる人だね！

●合併と地域自治

おじいちゃん🗣️: そういうこと。今、宇都宮市・上河内町・河内町が合併に向けて話し合っているというのはせいちゃんも知っているね。

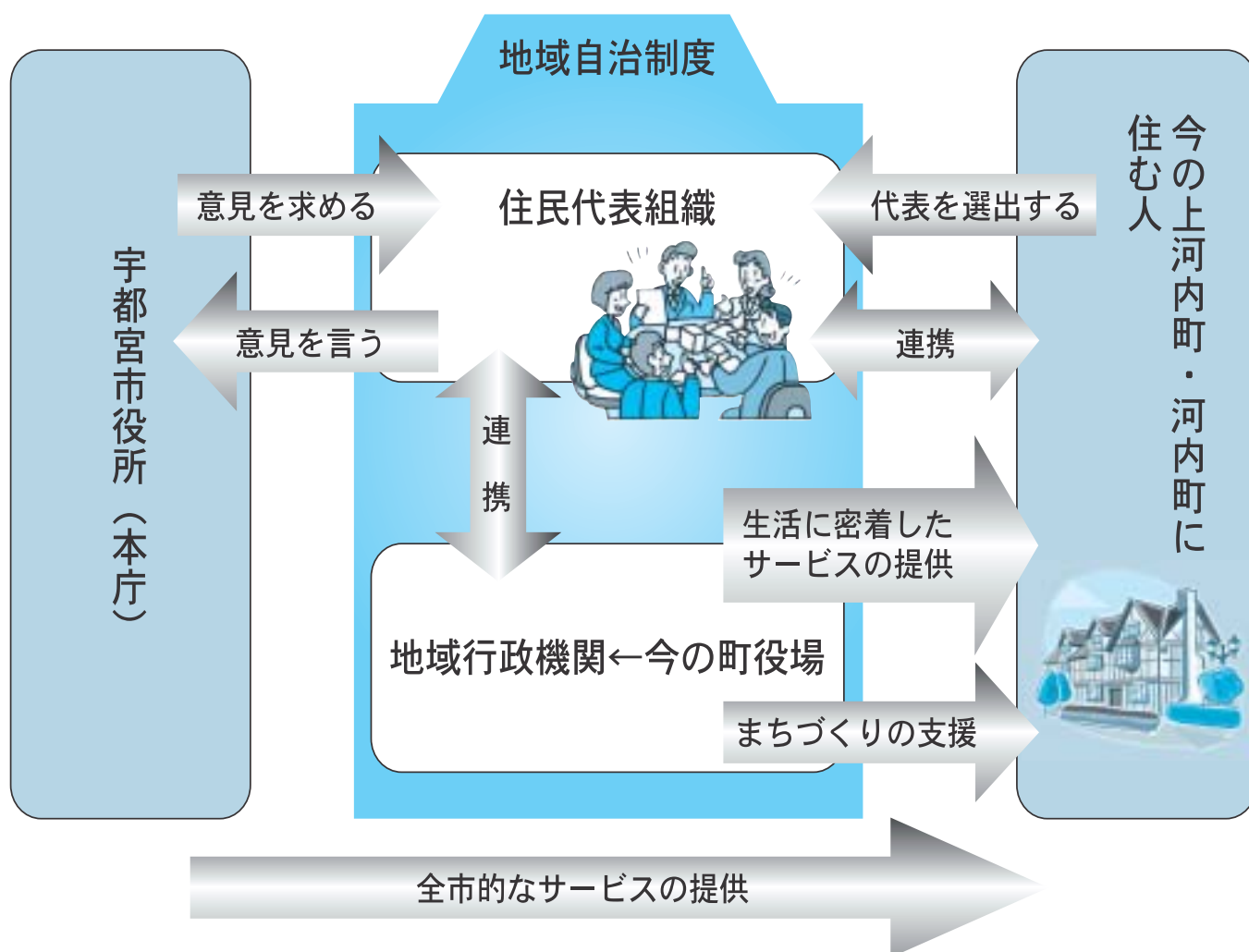
せいちゃん🗣️: うん。

おじいちゃん🗣️: そこで、さっきの話が出たんだ。市や町がひとつになるとき、どうすれば新しいまち全体がよくなるか。その答えが、「それぞれの地域が、その個性に合ったことをやれたらいい」ということなんだよ。

●制度のイメージ

せいちゃん🗣️: そこで、それぞれの地域に住んでいる人の出番ってわけだね。でも、町内会では、みんなで集会所に集まって、何をやるか決めたりしてるよね。合併してもっと大きい「地域」だと、みんな集まったらすごい人数になっちゃうよ、どうするの？

おびいちゃん🗣️: そこで「地域自治制度」というものが考えられているんだよ。どんなものか、ちょっと絵にしてみようか。



まとめ

●制度は使わなくちゃ

せいちゃん🗣️: そうかあ、「地域自治制度」では代表が話し合うだけじゃなくて、それを市に「地域ではこう考えます」と言う役を果たすんだね！

おびいちゃん🗣️: そう、そして「地域行政機関」で、地域の人と市の職員が一緒に活動したり、地域に合った事業やサービスをするというわけなんだ。

せいちゃん🗣️: じゃあ、せっかくの制度なんだからどんどん使わなくちゃね。

おびいちゃん🗣️: そうだね。制度があっても使われなくては「絵に描いたもち」だからね。

せいちゃん🗣️: 「地域自治制度」が活発なものになって、新しいまちが良いまちになるといいね！

合併協定項目の主な内容（１）

自治体の存立にかかわる基本的な事項や、生活に密着した事項などについては、「合併協定項目」として協議します。第３回協議会で承認された項目のうち、特に皆様の生活に密着した内容を紹介します。

※制度やサービスの調整については、原則として宇都宮市の制度を基準に統一・調整を図ります。合併後の制度やサービスの詳細な内容は、後日お知らせします。

●町名・字名の取り扱い

町名は原則として現行のとおりとし、「大字○○」は、「大字」を削除し、末尾に「町」を加えて「○○町」とします。

合併前	合併後
上河内町大字芦沼	宇都宮市芦沼町
河内町大字相野沢	宇都宮市相野沢町

ただし、上記の方法で同じ町名ができる場合には、宇都宮市の現行の町名とまぎらわしくないようにします。



合併前	合併後
宇都宮市大塚町	宇都宮市大塚町
河内町大字大塚	宇都宮市上大塚町

●議会の議員の定数及び任期の取り扱い

合併後、最初に行われる選挙に限り、合併前の宇都宮市・上河内町・河内町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設けます。選挙区ごとの議員の定数は次のとおりとします。

宇都宮市区域	上河内町区域	河内町区域
45 人	1 人	4 人



●地方税の取り扱い

平成 18 年度は現行のままとし、平成 19 年度から宇都宮市の制度に統一します。ただし、事業所税と都市計画税については次のとおりとします。

事業所税

上河内町と河内町の区域については、表のとおりとします。

平成19年度	課税免除
平成20～23年度	資産割は1／2課税 従業者割は全額課税
平成24年度～	全額課税

都市計画税

上河内町の区域については、表のとおりとします。河内町の区域については、平成 19 年度から宇都宮市の制度に統一します。

平成19～21年度	課税免除
平成22年度～	宇都宮市の制度に統一

●交通関係事業の取り扱い



交通関係事業については、原則として現行のまま新市に引き継ぎます。

合併協定項目の主な内容（２）

●高齢者福祉関係事業の取り扱い

高齢者福祉関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整します。



●障害者福祉関係事業の取り扱い

障害者福祉関係事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整します。障害者社会参加推進イベントについては、合併後３年をめどに調整します。



●消防団関係事業の取り扱い

消防団員は、宇都宮市消防団に引き継ぎ、報酬・費用弁償については宇都宮市の制度に統一します。

【参考】平成 18 年度宇都宮市消防団員の報酬など

消防団員の報酬（年額）	38,000円
費用弁償（１回あたり）	3,000円

※弁償費用：ここでは、消防団員として活動するのにかかる費用を支給するものです。



●社会福祉・援護関係事業の取り扱い

上河内町及び河内町の生活保護関係事務については、合併時に宇都宮市が栃木県から引き継ぎます。



合併協定項目の主な内容（3）

●児童福祉関係事業の取り扱い

こども医療費助成事業については、宇都宮市の制度を基準に調整します。



保育料については、宇都宮市の制度を基準に調整します。

【参考】

平成18年度宇都宮市保育料（抜粋）			
所得税課税額	3歳児未満	3歳児	4歳児以上
80,000円以上 160,000円未満	33,000円	28,000円	25,000円
200,000円以上 408,000円未満	50,000円	33,000円	27,000円

●商業・観光・工業関係事業の取り扱い

祭り等のイベントは当分の間は現行のとおりとします。



上河内町の地域交流館（梵天の湯）の運営体制については、現行のまま新市に引き継ぎます。



●農林水産関係事業の取り扱い

生産調整対策の基本的な仕組みは、合併までに統一しますが、各町が独自に実施している施策については、実情を考慮して調整を図ります。



上河内町区域の宝ノ川地区の町有林については、市有林の整備・保全方針を踏まえ、森林の育成に努めます。

●農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い

上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合します。合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とします。

※上河内町及び河内町農業委員会委員のうち、選挙委員は、宇都宮市農業委員会委員の任期の残りの期間、上河内町及び河内町はそれぞれ6人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任します。



合併協定項目の主な内容（４）

●建設関係事業の取り扱い

道路用地（幅員 7 m未満の生活道路用地）については、寄付とします。ただし、すでに説明会を行っているなど、事業が開始されているものについては、協議した上で買収で対応する路線を決定します。



●都市計画関係事業の取り扱い

合併後の線引きについては、当面、現在のままとし、県の次々期見直しまでに、新市全域で線引きを行い、新市が一体となった総合的なまちづくりを進めます。

※線引き：無秩序な市街化を防止するため、計画的に市街化を進める「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」を定めることです。



合併前に事業認可を受けた区画整理事業の実施については、現行のまま新市に引き継ぎます。

●水道関係事業の取り扱い

水道料金については、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整します。

【参考】

月 20 m ³ 使用した場合の料金			
	宇都宮市	上河内町	河内町
口径13mm	2,745円	3,180円	2,745円
口径20mm	3,197円	3,570円	3,197円



●下水道関係事業の取り扱い

下水道の整備については、当分の間現行どおりとし、宇都宮市・上河内町・河内町の整備計画を段階的に調整しながら、合併後 3 年以内に新市の整備計画をつくります。

【参考】

公共下水道の整備状況（平成 18 年 3 月現在）			
	宇都宮市	上河内町	河内町
整備率	93.8%	48.6%	43.3%

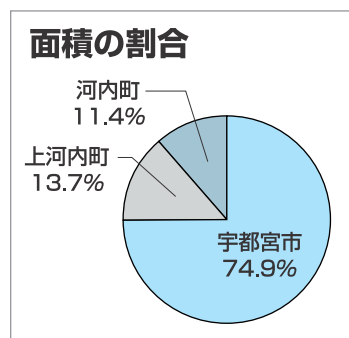
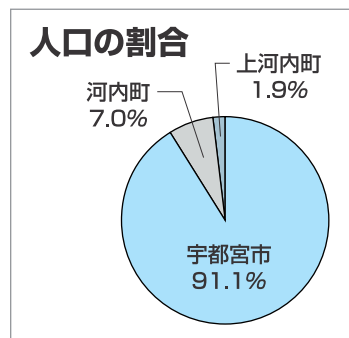


下水道使用料については、水道料金等審議会が審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整します。

数字で宇都宮地域を見てみよう

合 計	
人 口	502,279 人
世帯数	196,673 世帯
面積	416.84 km ²

上 河 内 町	
人 口	9,545 人
世帯数	2,698 世帯
面積	56.96 km ²



河 内 町	
人 口	35,177 人
世帯数	11,605 世帯
面積	47.72 km ²

宇 都 宮 市	
人 口	457,557 人
世帯数	182,370 世帯
面積	312.16 km ²

※人口、世帯数は平成 17 年国勢調査速報値
 ※面積は平成 18 年 4 月 1 日現在の速報値（国土地理院資料）

お し ら せ

宇都宮地域合併協議会では、協議会のさまざまな情報をお知らせするため、ホームページを開設しています。最新情報や合併協議会の紹介、協議会の会議録などご覧いただけます。皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

- ◆ホームページ
<http://www2.ucatv.ne.jp/~u-gappei.moon/index2.html>
- ◆Eメール u-gappei@moon.ucatv.ne.jp

●各市町ホームページ●

- 宇都宮市 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>
- 上河内町 <http://www.town.kamikawachi.tochigi.jp/>
- 河内町 <http://www.town.kawachi.tochigi.jp/>

第 4 回合併協議会が開催されます。

- ◎日 時／平成 18 年 9 月 28 日（木）
午後 2 時から
- ◎傍聴受付／午後 1 時 30 分から
- ◎会 場／宇都宮市役所 14 大会議室（14 階）

協議会は、どなたでも傍聴することができますので、希望する方は、直接会場までお越しください。
 傍聴受付は、定員（20 名）になり次第締め切らせていただきます。なお、受付開始時点で定員を超える傍聴希望者がいる場合は、抽選により決定します。